

球磨村

kuma village

くらの便利帳

平成 28 年 3 月版

行政区・避難所 4

届出・証明 6

年金・保険 9

健康・福祉 12

税金 15

農林業 16

地域づくり活動支援 18

生活・環境 19

施設利用 24

子育て支援 26

困ったときの相談 30

その他 31



大岩阿弥陀堂の阿弥陀如来立像



松谷棚田での田植え



国名勝指定の神瀬の石灰洞窟



松舟の棚田



『球磨村くらしの便利帳』

発刊にあたってのごあいさつ

球磨村長 柳 詰 正治

球磨村は、熊本県の南部に位置し、鹿児島県と隣接しています。村の中央部には、球磨川が東西に流れ、川を挟んだ北側と南側には700 m以上の山々がそびえた立ち、これらの山岳を縫って無数の川が球磨川に注いでいます。球磨川や村内に点在する農山村風景、歴史と新しい時代が融合した景観など、四季折々に豊かな表情に彩られる、自然と集落の機能がうまく調和した村です。

また、球磨村には、日本の棚田百選の棚田、九州最大の鍾乳洞の球泉洞、日本三大急流の球磨川、SLが走る肥薩線など、貴重な地域の宝があります。この素晴らしい自然と宝を次の世代へ引き継ぐことが私たちの責務ですので、この村の美しさにさらに磨きをかけてまいります。

さて、今回発刊しました「球磨村くらしの便利帳」は、2016年保存版として、村での各種手続き案内などの行政情報に加え、さまざまな情報をご案内しています。皆さまのお手元に置いていただき、ご活用いただければ幸いです。



役場・村内各施設の連絡先一覧

球磨村役場

課名	係名	電話番号
総務課	総務係	☎ 32-1111
	管財係	
	財政係	
	防災交通係	
	村長公室	
企画振興課	企画広報係	☎ 32-1114
	山村振興係	
税務課	課税係	☎ 32-1113
	徴収係	
	地籍調査係	
住民福祉課	住民係	☎ 32-1112
	福祉係	
	地域包括支援係	
健康衛生課	保健予防係	☎ 32-1139
	保険医療係	
	生活環境係	
産業振興課	農業係	☎ 32-1115
	林業係	
建設課	管理係	☎ 32-1116
	工務係	
会計課	会計係	☎ 32-1120
教育委員会 教育課	総務係	☎ 32-1117
	学校教育係	
	社会教育係	
議会事務局	—	☎ 32-1111
農業委員会事務局	—	☎ 32-1115

村内各施設

施設名	電話番号
人吉下球磨消防組合 西分署	☎ 32-0119
人吉警察署 渡駐在所	☎ 33-0055
人吉警察署 一勝地駐在所	☎ 32-0024
一勝地郵便局	☎ 32-0042
渡郵便局	☎ 33-0042
神瀬郵便局	☎ 34-0042
球磨村商工会	☎ 25-6660
一勝地温泉かわせみ	☎ 32-0200
球磨村社会福祉協議会	☎ 32-0022
神瀬福祉センターたかおと	☎ 25-5111
特別養護老人ホーム千寿園	☎ 33-0011
球磨村シルバー人材センター	☎ 32-1150
球磨村観光案内所	☎ 32-0019
球磨中学校	☎ 32-1122
渡小学校	☎ 33-0009
一勝地小学校	☎ 32-0380
渡保育園	☎ 33-0125
こがね保育園	☎ 32-0421
神瀬保育園	☎ 34-0633
球磨村診療所	☎ 32-0377
球磨川歯科医院	☎ 32-1109
JA くま 球磨村店	☎ 33-0211
球磨村森林組合	☎ 34-0211
球泉洞	☎ 32-0080
田舎の体験交流館さんがうら	☎ 32-0443

行政区	班	体育協会	消防団
1区	内 布	1分会	1分団
2区	山 口		
	地 下		
	今 村		
3区	峯	2分会	2分団
	島 田		
4区	水 篠		
	糸 原		
	立 野		
	境 目		
	蕨 谷		
5区	大 槻		
	小 川		
	舟 戸		
	茶 屋		
	椎 屋		
6区	岡	3分会	3分団
	浦 野		
	板 崎		
	中 園		
	田 頭		
7区	馬 場		
	蔵 谷		
	坂 口		
	高 沢		
8区	横 井	4分会	4分団
	沢 見		
	友 尻		
	宮 園		
9区	橋 詰		
	野々原		
	中 屋		
	中 津		
	黄 檨		
10区	吐 合		
	日 隠		
	中 渡		
11区	岳 本		
	黒 白		
	柳 詰		
12区	松 舟		
	田 代		
	池 下		
	淋		
	向 淋		
	大坂間		
	告		
	松 本		
	小 谷		

行政区	班	体育協会	消防団
13区	大無田	5分会	5分団
	大久保		
	鵜 口		
	千 津		
14区	松 谷		
	那 良		
	那良口		
15区	毎 床		
	俣 口		
	茂 田		
	遠 原		
16区	部	6分会	6分団
	和 田		
	堤岩戸		
	神瀬一区		
	神瀬二区		
17区	木屋角		
	上 原		
	松 野		
18区	四 蔵		
	永 椎		
	日 当		
	大 岩		
19区	簗 瀬		
	伊高瀬		
	上 部		
	多武除		
20区	楮 木		
21区	川 島		
	大 瀬		

■ コミュニティの管理・運営

区長

各行政区の代表者として、1人ずつ区長が置かれています。区長は、村行政との事務を把握し、担当行政区内外の連携・調整を図ります。

班長

各班（集落）の代表者として、1人ずつ班長が置かれます。（※区長が兼務する場合があります。）班長は、班（集落）内の活動を把握し、必要に応じて区長と協力しながら、班（集落）活動の連絡調整を図ります。

避難対象地区	予想される危険	避難予定場所		
		第1避難所	第2避難所	第3避難所
渡	洪水	渡小学校体育館	雲泉寺	渡保育園
		渡多目的集会施設	島田公民館	舟戸公民館
	山腹崩壊など	峯公民館	球磨村総合運動公園 さくらドーム	
中園・田頭	洪水	球磨村コミュニティセンター 清流館		
一勝地	洪水	一勝地小学校体育館	一勝寺	こがね保育園
		球磨中学校体育館	一勝地阿蘇神社	宮園公民館
	山腹崩壊など	高齢者生活福祉センター せせらぎ	友尻公民館	一勝地温泉かわせみ
池下	洪水	池下公民館		
淋				
大坂間		大坂間公民館		
三ヶ浦	山腹崩壊など	大無田地区林業総合センター	田舎の体験交流館さんがうら	
神瀬	洪水	神瀬多目的集会施設	神瀬福祉センターたかおと	
		信証寺	神瀬保育園	乗光寺
高沢・横井 蔵谷・沢見	山腹崩壊など	球磨村公民館高沢分館	高沢地区多目的集会所	

避難時の心得

☎ 総務課 ☎ 32-1111

■ 安全な避難路の確認を

避難所までの経路（避難路）は、あらかじめ自分たちで決めておき、安全に通行できるか確認しておきましょう。

■ 非常持ち出し品の事前準備を

避難時の荷物は必要最低限とし、事前に準備しておきましょう。

■ 正確な情報収集と自主的な避難を

ラジオ、テレビで最新の気象情報、災害情報、避難情報に注意しましょう。雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

■ 避難の呼びかけに注意を

危険が迫ったときは、役場や消防団から避難の呼びかけをすることがあります。呼びかけがあった場合には速やかに避難しましょう。

■ 避難する前に火元の点検を

避難する前に、電気・ガスなどの火元を消し、避難場所を確認しましょう。また、親戚や知人などに避難する旨を連絡しておきましょう。

■ 速やかに避難を

避難勧告が出たら、速やかに避難しましょう。避難の際には、防災責任者などの指示に従いましょう。

■ お年寄りなどの避難に協力を

お年寄りや子ども、病気の人などは、早めの避難が必要です。近所のお年寄りなどの避難に協力しましょう。

■ 動きやすい格好、2人以上での避難

避難するときは、動きやすい格好で、2人以上での避難を心掛けましょう。

■ 高い道路を通る

避難するときは、できるだけ高い道路を選び、浸水箇所があった場合は、溝や水路に十分注意しましょう。また、がけ地などでは土砂災害に注意しましょう。

■ 万が一、逃げ遅れた時は

万が一避難が遅れ、危険が迫ったときは、近くの丈夫な建物に逃げましょう。

■ 車での避難は控えて

車での避難は緊急車両の通行の妨げになります。交通渋滞をまねき、浸水すると動けなくなりますので、特別な場合を除き、徒歩で避難しましょう。

種類		期間	必要なもの
出生届		出生から 14 日以内	・ 印鑑（届出人） ・ 健康保険証 ・ 母子手帳
認知届		なし	・ 印鑑（届出人） ・ 戸籍謄本（非本籍人） ・ 本人確認ができる書類
婚姻届		なし	・ 印鑑（夫、妻） ・ 未成年の場合は親の同意書 ・ 戸籍謄本（非本籍人） ・ 本人確認ができる書類
離婚届	協議	なし	・ 印鑑（夫、妻） ・ 戸籍謄本（非本籍人） ・ 本人確認ができる書類
	裁判	裁判確定から 10 日以内	・ 調停調書の謄本または裁判の謄本及び確定証明書 ・ 印鑑（届出人） ・ 本人確認ができる書類
養子縁組届		なし	・ 印鑑（養親、養子） ・ 戸籍謄本（非本籍人） ・ 本人確認ができる書類
養子縁組届	協議	なし	・ 印鑑（養親、養子） ・ 戸籍謄本（非本籍人） ・ 本人確認ができる書類
	裁判	裁判確定から 10 日以内	・ 調停調書の謄本または裁判の謄本及び確定証明書 ・ 印鑑（届出人） ・ 本人確認ができる書類
死亡届		死亡してから 7 日以内	・ 印鑑（届出人）
転籍届		なし	・ 印鑑（筆頭者及び配偶者） ・ 戸籍謄本 ・ 本人確認ができる書類
転入届		球磨村に来た日から 14 日以内	・ 印鑑 ・ 転出証明書 ・ 通知カードまたは個人番号カード ・ 本人確認ができる書類
転居届		引越した日から 14 日以内	・ 印鑑 ・ 通知カードまたは個人番号カード ・ 本人確認ができる書類
転出届			

※死亡届については、次のものをご持参のうえ手続きを行ってください。

印鑑登録書・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・年金証書・介護保険証・障害者手帳・重度心身障害者医療費受給者証（いずれも亡くなった人が該当する書類のみ）

種類	手数料
戸籍謄本・抄本	450 円
除籍謄本・抄本	750 円
改製原戸籍謄本・抄本	750 円
戸籍記載事項証明書	350 円

種類	手数料
住民票（写し）	300 円
住民票（附票の写し）	300 円
印鑑証明	300 円
印鑑登録	300 円

※請求時には、本人が確認できる書類（運転免許証・健康保険証・年金手帳など）が必要となります。

旅券（パスポート）の申請と交付

問 住民福祉課 ☎ 32-1112

■ 申請・交付場所

住民登録地（球磨村の場合、住民福祉課窓口）

■ 申請受付時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分（申請書の審査に時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。）

■ 交付までの期間

9 日（土日祝日を除く）

■ 申請時に必要な書類

- ・一般旅券発給申請書（本村窓口にあります。）
- ・戸籍抄本または謄本（本村に本籍がある方は、本村窓口で取得できます。）
- ・パスポート用の写真（縦 45^{ミリ}・横 35^{ミリ}）
- ・本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証・年金手帳など）
- ・前回発給を受けた旅券（該当者のみ）

■ 交付時に必要な手数料

種類		手数料
10 年旅券		16,000 円
5 年旅券	12 歳以上	11,000 円
	12 歳未満	6,000 円



税務課関係諸証明・閲覧手数料

問 税務課 ☎ 32-1113

種類	手数料
資産公課証明書	300 円
納税証明書	300 円
課税証明書	300 円
扶養証明書	300 円

種類	手数料
不在籍証明書	300 円
身分証明書	300 円
土地台帳・図面の閲覧	300 円
図面の写し	500 ～ 1,000 円

マイナンバーとは、住民一人一人につけられた 12 桁の番号のことです。マイナンバー制度は、このマイナンバーを使って、税務署などの国の機関や市町村、健康保険組合などが持っている個人のさまざまな情報を、同一人の情報かどうか確認できる仕組みをつくり、社会保障、税、災害対策の 3 つの分野で活用するものです。

制度に該当する業務窓口では、申請書などにマイナンバーが必要となりますので、通知カードまたはマイナンバーカードをご持参ください。

■ マイナンバーを活用する業務

該当する業務	担当課
地方税に関する業務	税務課
介護保険に関する業務	住民福祉課
児童福祉に関する業務	
障害福祉に関する業務	
高齢者福祉に関する業務	

■ 通知カード

通知カードは、紙製のカードで、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報とマイナンバーが記載されています。平成27年10月5日現在で、国内に住民登録のあるすべての人に交付されており、官公庁や職場などにマイナンバーを届け出るときに必要となります。なお、通知カードは、マイナンバーカードを取得する際に返納となります。

万が一、通知カードを紛失した場合は、再交付も可能ですが、事前に警察への相談をお願いします。

再交付手数料：500 円



■ マイナンバーカード

マイナンバーカードは、官公庁や職場などにマイナンバーを届け出るときに使用し、本人確認書類としても使用できます。平成 29 年 1 月からは、インターネットで自分の情報の提供履歴を確認できるサイト「マイナポータル」を利用できるようになります。

※「マイナポータル」を利用する場合は、電子証明書が搭載されているマイナンバーカードが必要です。

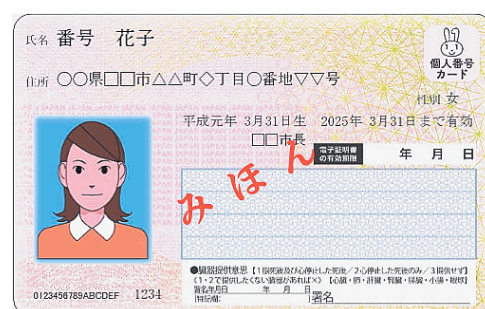
初回交付手数料：無料

再交付手数料：800 円

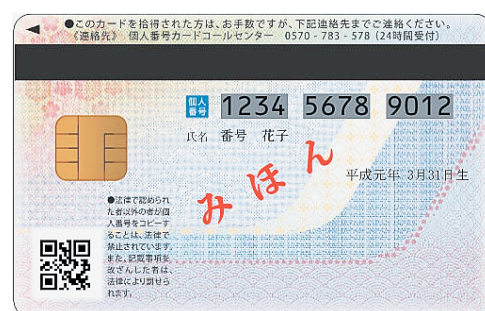
※電子証明書の再交付の場合は、さらに 200 円必要となります。

取得方法

通知カードと一緒に届いた申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼り付けて地方公共団体情報システム機構（〒102-8419 東京都千代田区一番町 25 番地）へ送付してください。後日、役場から交付を通知するはがきを送付します。申請書を紛失した場合や申請書の住所に変更がある場合は、役場で新たに申請書の交付を受けることとなります。



表



事

国民年金

問 住民福祉課 ☎ 32-1112

■ 被保険者

第1号被保険者…自営業の人や、20歳以上の学生など

第2号被保険者…会社や官公庁などに勤めていて、厚生年金に加入している人

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

■ 基礎年金の種類

種類	内容
老齢基礎年金	保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間を合わせた期間が、原則として25年以上ある人が、65歳から受けられます。希望によって60歳から64歳の間に繰り上げて年金を受けることもできますが、一生減額された年金を受けることになります。また、66歳以降70歳まで繰り下げて受け取ることもできます。
障害基礎年金	国民年金の障害等級表の1級または2級に該当していると認められた場合に支給されます。ただし、障害のもととなった病気やけがの初診日において国民年金の被保険者であり、被保険者期間の3分の2以上の期間、保険料が納付済であることが必要です。
遺族基礎年金	国民年金の被保険者である人が死亡した場合、その人が生計を維持していた遺族（子のある妻または子）に支給されます。
その他	付加年金、寡婦年金、死亡一時金など

※年金の給付額は、全国消費者物価指数の変動率によって変更されることがあります。

介護保険制度

問 住民福祉課 ☎ 32-1112

■ 介護保険制度とは

介護サービスを必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう社会全体で支えていく制度です。原則1割（一定以上の所得者は2割）の負担でサービスを利用することができます。

■ 介護保険サービスを利用するには

介護が必要であると認定されると、介護保険サービスを利用できます。サービスを利用するには要介護（支援）認定申請をし、要介護（支援）認定を受けることが必要です。

対象者

- 65歳以上の人（第1号被保険者）
- 60～64歳の人（第2号被保険者）で、16種類の特定疾患（脳血管疾患など）に該当する人

申請時期

随時申請を受け付けています。

申請時に必要なもの

- 印鑑
- 更新・変更の場合は、介護保険被保険者証
- 40～64歳の方は医療保険の保険証



国民健康保険（国保）は、職場の健康保険など、他の保険に加入していない人すべてを対象にしています。

■ 届出

次のいずれかに当てはまるときは、14 日以内にお届けください。

こんなとき		手続きに必要なもの
国保に入るとき	転入したとき	印鑑
	子どもが生まれたとき	
	職場の健康保険をやめたとき	加入していた保険の資格喪失証明書、印鑑
国保をやめるとき	職場の健康保険に入ったとき	加入した新しい保険証、返却する保険証、 印鑑
	健康保険の扶養に入ったとき	
	転出するとき	返却する保険証、印鑑
	死亡したとき	返却する保険証、印鑑、喪主振込口座情報
変更	住所、世帯主、世帯員、氏名が変わったとき	変更する保険証、印鑑

■ 医療費が高額になりそうなとき

医療費が高額になりそうなときは、「限度額認定証」の申請をしていただくことにより、1 カ月（1 日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額は世帯の課税状況により金額が異なりますので、申請の際に役場窓口でお尋ねください。

手続きに必要なもの

保険証、印鑑

■ その他の給付

	こんなとき	給付額	手続きに必要なもの
療養の給付	病気やけがなどで診療を受けたとき	医療費の 7～9 割（※）	医療機関に保険証を提出
	旅行中の病気など、やむを得ず保険証を提出できずに医者にかかったとき	窓口支払い後、役場に申請してください。審査後、医療費の 7～9 割を支給します。（※）	保険証、印鑑、振込口座情報、領収書、診療明細書
	補装具を作ったとき		保険証、印鑑、振込口座情報、領収書、医師意見書
高額療養費	同じ月に一定額以上の医療費を支払ったとき	該当者には個別に通知します	印鑑、振込口座情報
出産育児一時金	加入している人が出産をしたとき	42 万円（医療機関に支払後、残額を世帯主口座に振り込みます。）	保険証、印鑑、世帯主名義の振込口座情報
葬祭費	加入している人が死亡したとき	2 万円	返却する保険証、印鑑、喪主振込口座情報

※年齢により自己負担割合額が異なります。

■ 制度の概要

- ・ 75 歳以上の人と一定の障害があると認定された 65 歳以上の人が被保険者となります。
- ・ 被保険者一人一人に保険料を納めていただくことになります。
- ・ 医療機関を受診したときの自己負担は医療費の 1 割（現役並み所得者は 3 割）です。

■ 被保険者になるときの手続き

区分	内容
75 歳以上の人	手続きは必要ありません。誕生月の前月に保険証をお渡しします。
障害があると認定された 65 歳以上の人 (後期高齢者医療に加入を希望する場合)	印鑑、障害者手帳などを持参いただき手続きください。
熊本県外から転入した人	印鑑、負担区分証明書（前住所地発行）などを持参いただき手続きください。

■ 保険料の納付方法

保険料は、特別徴収（年金天引き）で納めていただきますが、年金天引きできるまでは、普通徴収（納付書での納入）となります。その他、口座振替もできます。

■ 医療機関を受診したとき

- ・ 医療費の 1 割が自己負担です。ただし、現役並み所得のある場合は 3 割負担になります。
- ・ 医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた場合は、高額療養費が支給されます。

■ 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度加入者を対象に、血液検査や尿検査などの健康診査を行っています。

メモ



高齢者福祉

☎ 住民福祉課 ☎ 32-1112

サービス種類	内容
老人クラブ	地域の仲間と生きがいがづくり、健康づくり、社会活動に取り組みます。詳しくは、お近くの老人クラブか村老人クラブ事務局までお尋ねください。 老人クラブ事務局（社会福祉協議会内）：☎ 32-0022
シルバー人材センター	概ね 60 歳以上の健康な人で働く意欲のある人に仕事を提供します。 シルバー人材センター：☎ 32-1150
住宅改造助成事業	介護保健サービスの住宅改修費では十分な改修ができない場合や、65 歳未満の重度の身体障害者または知的障害者がいる世帯に対して住宅改造に必要な経費を助成します。
養護老人ホーム	環境や経済的理由で自宅での生活を続けていくことが困難な高齢者の申出を受付、判定します。
生活支援ハウス 【せせらぎ（※）居住部門】	概ね 65 歳以上の一人暮らし、夫婦のみの世帯で身体が虚弱または住宅環境、高齢のために独立して生活することに不安のある人で、身の回りの事が自立してできる人が入居できる施設です。
緊急通報システム設置事業	高齢者（高齢者、障害者、独居世帯、支援が必要な人）などの緊急時の連絡手段として設置します。
軽度生活支援サービス	介護保険法で非該当と判定された人で、日常生活に支障がある家庭に対してホームヘルパーを派遣します。
生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を促すことを目的として必要な保護を行います。

※せせらぎ：高齢者生活福祉センターせせらぎ

障害者福祉

☎ 住民福祉課 ☎ 32-1112

サービス種類	内容
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付	各種福祉サービスを受けるための基本となるもので、障害認定基準に該当する人に交付されます。
障害者の住宅改造費用助成	重度の障害がある世帯に住宅改造費を助成します。
福祉サービスの給付	施設への通所、入所、就労に関する給付を行います。
自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）	心身の障害の状態を軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減します。
補装具費の支給	心身上の障害を補うため、補装具費の購入や修理費を支給します。
重度心身障害者医療費助成	重度の障害がある人の医療費を助成します。
地域生活支援事業	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活用具、住宅改修、移動支援などの事業を行います。
相談支援事業	障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供を行います。 身体分野：相談支援事業所けやき ☎ 22-7022 知的分野：相談支援センターうぐいす ☎ 26-3066 精神分野：地域活動支援センター翠 ☎ 22-2570 療育分野：人吉球磨圏域地域療育センター ☎ 26-3066

域包括支援センターは高齢者に関する相談窓口として、ご本人やご家族が地域で安心して暮らせるよう、支援を行う総合機関です。

■ 支援内容

支援の種類	内容
介護予防ケアマネジメント	自立した生活ができるように支援します。
総合的な相談・支援	さまざまな悩みなどの相談や支援を行います。
権利擁護・虐待の早期発見、防止	高齢者の皆さんの権利を守ります。
ケアマネジャーへの支援	ケアマネジャーをさまざまな面から支援します。

■ こんな時は地域包括支援センターにご相談ください

- ・介護保険の認定を受け、介護サービスを利用したい
- ・住宅改修で手すりをつけたり、段差を解消したい
- ・身体機能を維持して在宅生活を続けたい
- ・徘徊する高齢者がいて行方不明にならないか心配
- ・家に閉じこもりがちになり、最近姿を見ていない高齢者がいる

介護予防教室「ふれあいサロン」

問 住民福祉課 ☎ 32-1112

高齢者の介護予防と生活自立度を高めるとともに、社会参加を促進し、健康な高齢者や生きがいづくりの場となるよう、ふれあいサロン事業を実施します。

対象者

- ・65歳以上の高齢者で、日常生活が自立してできる人

申請方法

参加希望者は住民福祉課までお問い合わせください。

健康づくり出前講座

問 住民福祉課 ☎ 32-1112

住民が主体的に行う介護予防・健康づくり活動の促進とともに、地域全体へ活動が普及するよう、職員が出向いて活動の支援を行います。

対象者

- ・介護予防・健康づくりに取り組むグループ（1グループ5人以上）

申請方法

- ・申請書を実施予定日の1カ月前までに住民福祉課窓口に提出してください。

必要なもの

- ・代表者の印鑑



介護者手当

問 住民福祉課 ☎ 32-1112

在宅で寝たきりの老人や1級障害者の在宅で常時介護を必要とする人のいる世帯の介護者に対して月額10,000円の助成を行います。

敬老年金

問 住民福祉課 ☎ 32-1112

対象者

- ・村内に引き続き5年以上居住する80歳以上の人で、支給基準日までの直近3カ月以上の在宅期間（当該期間の2分の1を在宅期間）がある人
- ・年齢90歳以上の方は、支給基準日までの直近6カ月以上の在宅期間（当該期間の2分の1を在宅期間）がある人

支給月と支給額

支給月	支給額
毎年8月、12月の年2回	4,000円（90歳以上は25,000円）

その他

敬老祝金として百歳を迎えた人に対して50万円を支給します。

障害者福祉年金

問 住民福祉課 ☎ 32-1112

障害者手帳があり、定められた期間在宅だった人に毎年12月に5,000円を支給します。

はり・きゅう券

問 住民福祉課 ☎ 32-1112

住民の健康保持並びに福祉増進を図るため、はり・きゅう施術費の一部（1回につき500円）を支給します。

成人の健康

問 健康衛生課 ☎ 32-1139

各種検診

村民の皆さんが健康で生き生きと過ごすことができるように各種検診を実施しています。

検診種類	対象者	内容
肺がん	30歳以上の人	検診車による集団検診
大腸がん		
胃がん		
腹部超音波		
子宮がん	20歳以上の女性	検診車による集団検診、指定医療機関での個別検診
乳がん	30歳以上の女性	
前立腺がん	30歳以上の男性	検診車による集団検診
骨粗しょう症	30歳以上の人	
肝炎ウイルス	40歳の人	

特定健康診査・特定保健指導

40歳～74歳の球磨村国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を行っています。また、受診した人を対象に、保健師、管理栄養士、看護師などが保健指導を行い、生活習慣病予防の支援を行います。

健康手帳の交付

健康診査や健康相談などの記録、健康の維持管理のために必要な事項を記入し、自分自身の健康管理に役立てるために、40歳以上の人に交付しています。

軽自動車税

☎ 税務課 ☎ 32-1113

軽自動車税は、軽自動車を登録している市町村で、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。

住民票を異動しても、軽自動車の異動の届け出がないと継続して課税されます。廃車の場合も異動（廃車）の届け出がないと、継続して課税されることになりますのでご注意ください。

■ 異動届が必要な軽自動車

該当車種	届出先
軽自動車（三輪・四輪）、軽二輪車（125～250cc）	熊本県軽自動車協会：☎ 096-369-7920 人吉球磨軽自動車協会（代行）：☎ 22-2215
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）	熊本運輸支局：☎ 050-5540-2086 人吉球磨軽自動車協会（代行）：☎ 22-2215
原動機付自転車（125cc以下のもの・ミニカー）、 小型特殊自動車（運搬車（乗用）・フォークリフト・ トラクター・耕運機（乗用）など）	球磨村役場税務課：☎ 32-1113

■ 身体障害者等の減免

対象者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人で、基準を満たす人です。ただし、手帳に記載された障害が2つ以上の場合は、それぞれ障害の程度について等級（程度）が認定されますので、当てはまらない場合があります。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

申請期限

毎年4月末（末日が休みの場合は翌日）で、軽自動車税納期限の1週間前まで

申請に必要な書類

- 軽自動車税の納付書
- 車検証
- 身体障害者手帳
- 印鑑



住民税と固定資産税の前納報奨金

☎ 税務課 ☎ 32-1113

村では、住民税（普通徴収のみ）と固定資産税については、第1期の納期限内に前納で税金を納めると前納報奨金がつきます。なお、前納報奨金は、納期限内に納付した人のみが対象となります。

- 住民税（普通徴収のみ）については、1期分だけの納付書を発送しますので、6月の納付書発送後に税務課までご連絡ください。
- 固定資産税は、5月に「1期」と「全期」の納付書を送付しますので、「全期」で納期限までに納めてください。（「全期」で納めた人は、「1期」分の納付の必要はありません。）

社会保険に変更した人の国民健康保険税

☎ 税務課 ☎ 32-1113

国民健康保険から社会保険に変更となった場合、届け出が必要となりますので、必ず役場健康衛生課に届け出をお願いします。変更しても届け出がない人は、国民健康保険税が課税されたままとなります。（届出後に国民健康保険税が過納となった人には還付の通知をします。）

産業振興対策事業

産業振興課 ☎ 32-1115

農家の負担軽減を図り、経営の安定と収益の増加と効率的な農作業ができる環境づくりを目的に補助を行っています。

事業名	内容	条件	補助率
果樹園造成事業	集団果樹園の造成（苗木購入）	1 団地 10a 以上（1 品目 20 本以上） 上限 20 万円 下限 2 万円	30%以内
農業用施設整備事業	新設、改修	農業用施設（揚水機等含む） 受益面積 30a 以上 延長 50 m以上 機械等 1 件 30 万円以上	
	電柵などの鳥獣被害対策	上限 20 万円 下限 2 万円 10a 以上	
水田等畦畔整備事業	コンクリート、畔ガード整備	上限 20 万円 下限 2 万円	
田畑等整備事業	狭小な田畑を 1 枚に整備、併せて一体的に行う搬入路、用排水路整備	限度額（10a 当り）田 30 万円・畑 15 万円 搬入路・用排水路 20 万円	
農道等整備事業	新設、改修、舗装など	（新設、改修、舗装等） 延長 50 m以上 幅員 2m 以上 面積 30㎡以上 （耕作路、作業路等） 延長 50 m未満 幅員 2m 未満 上限 20 万円 下限 2 万円	

※上記のほかにも事業の計画がありましたら、事前にご相談ください。

※上記事業を実施したい場合は、所定の申請書に、必要事項を記入して提出してください。

※機械の購入や施設の整備を考えている場合は、国・県の補助事業に該当する場合がありますので、事前にご相談ください。

※条例では、5 人以上の協業者、共同施行者での申請となっていますが、条件により単独で申請できる場合もありますので、事前にご相談ください。

作業道生コンクリート補助

産業振興課 ☎ 32-1115

急カーブや急勾配などで通行に支障をきたす作業道を生コンクリート舗装する場合、生コン代の 90%を補助します。申し込みは、指定する日までに林業係備え付けの申請書に、必要事項を記入して提出してください。

農道等の整備に伴う生コンクリートの支給

建設課 ☎ 32-1116

農道などを生コンクリート舗装する場合、原材料代の 90%以内を補助します。

伐採届

産業振興課 ☎ 32-1115

山林の立木を伐採する場合は、所定の様式により、伐採する 30 日前までに届け出が必要です。

山林	届出先
保安林の場合	熊本県球磨地域振興局森林保全課 ☎ 24-4190
保安林以外の場合	産業振興課 ☎ 32-1115

※山林を新たに取得した場合（相続・売買等）には、90 日以内に林業係に備え付けの様式により届け出ることが義務付けられています。

狩猟免許取得時の初任者講習会受講料補助

産業振興課 ☎ 32-1115

新規に免許を取得した人の初任者講習会受講料を補助します。なお、補助を受けるには受講料の領収書が必要となります。

農地の売買、賃借等を行う場合は、許可を受ける必要があります。

- ・農地を農地のままで売ったり買ったりする場合（売買）…農地法3条
- ・農地を農地以外に転用したい場合（転用）…農地法4条
- ・農地の所有権移転と転用をする場合…農地法5条

農地を貸したり借ったりする場合

農地の利用権設定申出書を提出してください。

農地を相続した場合

農業委員会へ届け出が必要です。

小規模自然災害復旧等補助金

☎ 建設課 ☎ 32-1116

溪流や山林からの土砂流入によって農地や用水路などが埋没したり、農道や用水施設が破損したりするなどして応急的な復旧が必要な場合、農業生産性の維持を図るため、国庫補助による災害復旧事業の対象とならない小規模な災害に対し復旧する補助制度を設けました。具体的な内容は次のとおりです。

事業区分	事業内容	補助対象基準	補助率
農地	水田流入土砂の除去、畦畔、石積、表土などの復旧など	工事費 40 万円以内の農地復旧工事 ※自力復旧費については、別途積算	工事費の 60%以内 積算費用の 60%以内
農業用施設	取水せき、用水路、排水路、農道の土砂除去	工事費 40 万円以内の自力復旧費	機械のリース料（全額補助） ただし、オペレータの費用、 機械燃料代は含まない
農業用施設	取水せき、用水路、排水路、農道の土砂除去及び復旧	工事費 40 万円以内の農業用施設復旧工事	工事費の 75%以内 （資材費含む）
		パイプなどにより仮設復旧を行う場合	資材については原材料補助

就農支援制度

☎ 産業振興課 ☎ 32-1115

就農を希望する人には、国、県、村の支援制度があります。

■ 青年就農給付金事業（国）

【準備型】

農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人などで研修を受ける人に、年間最大 150 万円（最長 2 年間）を給付します。

【経営開始型】

農業を始めてから経営が安定するまでの期間、年間最大 150 万円（最長 5 年間）を給付します。

■ 熊本県新規就農支援センター（県）

新規就農に関する相談対応や研修会を実施します。

問い合わせ ☎ 096-385-2679

■ 新規就農奨励金（村）

村内に居住する 40 歳未満の新規就農者に 50 万円を給付します（1 回のみ）。



行政区担当職員

☎ 総務課 ☎ 32-1111

行政区や班のさまざまな活動をサポートするため、行政区担当職員を全行政区に配置しています。行政区担当職員は、行政区長などへの文書などの配布、行政区内の地域づくりなどの助言・協力、行政区の実態把握などを行います。行政区や班での活動でお困りのことがありましたら行政区担当職員にご相談ください。

共助のむらづくり支援事業補助金

☎ 企画振興課 ☎ 32-1114

住民総参加による創意と工夫により、活力ある共助のむらづくりや日本で最も美しいむらづくりを推進するために、住民活動に対し補助金を交付しています。

支援の対象となる活動の例	補助率	限度額
- 地域内外の交流を目的とした夏祭り、運動会などのイベント開催 - 美しいむらづくりを目的とした花いっぱい運動、美化作業、清掃作業などの生活環境整備 - 高齢者支援や健康づくりのための活動 - 防犯、防災、交通安全のための活動	対象経費の 100 分の 100	10 万円

※補助金の交付を受けるためには事前の申請が必要です。

※支援の対象となる活動のお問い合わせや申請書類の作成などについては、行政区担当職員や企画振興課にお気軽にご相談ください。

防犯灯設置補助金

☎ 総務課 ☎ 32-1111

村内の地区で設置する防犯灯に係る諸経費に対して補助金を交付しています。補助金の交付を受けるためには事前の申請が必要です。

補助率	申請に必要な書類	提出先
100 分の 50	- 申請書 - 設置工事の見積書（またはその写し） - 設置予定箇所の位置図 - 設置予定箇所の写真など	総務課管財係

地域づくり、人づくり基金

☎ 企画振興課 ☎ 32-1114

平成元年の「ふるさと創生事業」による交付金を「球磨村地域づくり、人づくり基金」として積み立て、その運用事業として次の事業を行う団体や個人に対し、経費の全部または一部を助成（貸与）しています。

- 自治振興についての研修、研究のための派遣や交流事業
- 産業振興についての研修、研究のための派遣や交流事業並びに伝習伝承事業
- 教育、文化振興についての研修、研究のための派遣や交流事業、伝習伝承事業
- 観光振興についての研修、研究のための派遣や交流事業
- 福祉増進についての研修、研究のための派遣や交流事業
- スポーツ振興についての競技派遣や交流事業
- 医師等の養成に対する経費や医学の研究に関する事業

ごみ出しのルール

健康衛生課 ☎ 32-1139

■ ごみの分別表

次の表を参考に分別をして指定袋で出してください。分別をしていないものは収集できませんのでご了承ください。

種別	種類	出し方
燃えるごみ	台所ごみ、紙くず（資源にならないもの）、繊維くず（資源にならないもの）、プラスチックごみ、革類、ゴムくず、木くず、焼却灰、花火など	生ごみは水をしっかり切る、大きいものは指定袋に入る大きさに切る、金属類は外す ※資源物になるものは必ず資源ごみです。
燃えないごみ	瀬戸物、ガラス類、金属類、小型電気製品など	割れたものは厚紙などで包む、スプレー缶は穴を開ける、コードは 50cm 程度に切る ※エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は収集できません。
有害ごみ	乾電池類（水銀使用のもの）、水銀温度計、蛍光管	
資源ごみ ※品目ごとにそれぞれ別の指定袋で出すこと	スチール缶（飲食用）	必ず中をすすいでから出してください。 ※異物が入っているものは不可です。 割れた瓶や化粧品が入っていた瓶などは燃えないごみです。
	アルミ缶（飲食用）	
	透明ガラス瓶（飲食用）	
	茶色ガラス瓶（飲食用）	
	その他ガラス瓶（飲食用）	
	紙パック（飲食用）	開いて洗い、乾燥させる
	白色トレイ（食品用）	洗って乾燥させる
	ペットボトル（飲料用、しょうゆ用）	蓋とラベルを外し、中をすすぐ
	その他の紙製容器包装（紙袋、食料品の外箱、ティッシュの箱など）	紙以外の異物は取り除く
	布類（木綿、ポリエステル、レーヨン製の古着など）	洗濯して出す ※綿入れ、羽毛、革、ビニール、毛糸製品は不可です。
	金属類（鍋、フライパン、スプーン、フォーク、工具類など）	包丁などの危険物は厚紙などで包む
	段ボール	ひもで十文字に強く縛って出す ※指定袋に入れなくてもよい。
	新聞紙	
	雑誌	

ごみを燃やすことは法律で禁止されています。絶対に燃やさないでください！

■ ごみの収集日程表

各地区の収集日程は次のとおりです。

地区	燃えるごみ	資源・有害ごみ	燃えないごみ
馬場・椎屋・藤谷・境目・立野・糸原・水篠・峯・今村・地下・山口・内布	毎週月曜	毎月第2金曜	毎月第2木曜
川島・楮木・多武除・上部・伊高瀬・飯瀬・大岩・日当・永椎・四蔵・松野・堤岩戸・和田・蔀・大瀬	毎週火曜	毎月第1金曜	毎月第1木曜
舟戸・茶屋・小川・島田	毎週水曜	毎月第3金曜	毎月第3木曜
柳詰・宮園・友尻・中園	毎週水曜	毎月第4月曜	毎月第4水曜
上原・木屋角・神瀬一区・神瀬二区	毎週水曜	毎月第4金曜	毎月第4木曜
松本・小谷・向淋・田頭・岡・大槻・横井・蔵谷・高沢・沢見・坂口・浦野・板崎	毎週木曜	毎月第2月曜	毎月第2水曜
那良・那良口・遠原・俣口・茂田・毎床・松谷・大久保・千津・大無田・鵜口	毎週金曜	毎月第3月曜	毎月第3水曜
告・大坂間・淋・池下・田代・松舟	毎週火曜	毎月第1月曜	毎月第1水曜
黄檗・中津・黒白・岳本・中渡・日隠・吐合・中屋・野々原・橋詰	毎週木曜	毎月第1月曜	毎月第1水曜

犬や猫を飼うときのマナー

健康衛生課 ☎ 32-1139

犬や猫を飼うときは、決まりがあることや守らなければならぬマナーがあることをご存じですか。近隣住民とのトラブルや大事故につながることもありますので、次のことを必ず守りましょう。

飼い主として必ずしなければならないこと

- ①新たに飼い主になった人は、必ず役場に登録をしなければなりません。登録をしなければ、20万円以下の罰金が科せられます。
※登録後には犬の鑑札を交付されますが、その際は手数料が発生します。
- ②登録をしたら、毎年一回必ず狂犬病の予防注射を接種しなければなりません。予防注射を接種させない飼い主は、20万円以下の罰金が科せられます。
- ③飼い犬の死亡や他人への譲渡など異動があったときは、必ず役場に届出をしなければなりません。

トラブルなどを避けるために

- ①犬の住宅敷地内での飼養、散歩の際は必ずリードでつないでください。
※放し飼いは絶対にしないでください。玄関周辺につなぐと、訪問者に飛びかかったり、かみついたりすることがあります。なお、咬傷事故が発生した場合は、すぐに人吉保健所へ届け出をしてください。

- ②公共施設（道路敷・河川敷・堤防など）や農地などの他人の土地にしたふんは、必ず飼い主が後片付けをしなければなりません。

※散歩の際は、ふんを片付ける道具を必ず持参してください。踏み付けて不快な思いをさせたり、悪臭の原因になったりします。

- ③犬や猫を飼ったら、最後まで責任を持って飼ってください。

※飼い主の都合で飼えなくなることがないようにしてください。頭数を増やしたくない場合は、避妊・去勢手術をお勧めします。登録している犬については、避妊・去勢手術の助成制度がありますので、お問い合わせください。



浄化槽は各家庭で高度な汚水処理を可能にするものです。トイレを水洗化して快適な生活を送れるようになるだけでなく、水質汚濁の原因である台所・お風呂・洗濯などの生活雑排水もきれいにします。

■ 補助金交付の対象

球磨村居住で専用住宅（設置しようとする者の持ち家）であること。

人槽区分	補助金限度額	住宅延べ面積（㎡）
5人槽	56万円	130㎡以下
7人槽	72万円	130㎡超

※ただし、明らかに実情に沿わないと考えられる場合は、緩和措置の協議が必要となります。

浄化槽を設置している皆さんへ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置なので、微生物が働きやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。そのためには、「**保守点検を行う**」「**清掃を行う**」「**法定検査を行う**」ことが義務付けられています。

管理が不十分だと、浄化槽本来の機能が発揮されず、故障の原因や河川などの水質汚濁の原因につながります。美しい川や海を守るために、3つの義務を必ず守りましょう。

保守点検とは

浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、ブロワの調整などを行うことです。

※設置者と保守点検業者で契約をしなければなりません

清掃とは

浄化槽内に生じた汚泥などの引き出しや調整、機器類の掃除・洗浄などを行うことです。（年1回）

法定検査とは

浄化槽からの放流水の水質に関する検査のことです。

- ・使用開始後3～8カ月の間に行う設置後などの水質検査（7条検査）
- ・年に1回定期的に行う定期検査（11条検査）の2種類があります。



球磨村情報通信施設（光ファイバー網）

村では、村内全域に光ファイバー網を敷設して、地上デジタルテレビ放送の供給と、高速インターネット接続サービスを提供しています。

サービス	月額利用料金
テレビジョン放送再送信サービス	315円
インターネット接続サービス	4,515円

■ 対象者

- ・球磨村に住所がある人
- ・申請者及び世帯員に村税の滞納がないこと
- ・他制度による補助金等を受けていないこと

■ 対象住宅

- ・球磨村内にある一戸建住宅の増改築工事
- ・個人が所有または借用する専用住宅
- ・店舗等併用住宅の場合は居住する部分の増改築工事



■ 対象工事

- ・30万円以上の増築改装・リフォーム工事であること（別表参照）
- ・3月31日（年度末）までに実績報告（完了）できる工事であること
- ・村内に本社、支店、営業所のある法人・個人事業者が施工する工事であること

■ 補助金の額

工事費の20%／上限額20万円

工事費	補助金額
工事費が30万円未満	補助の対象外
工事費が30万円以上100万円未満	工事費の20%の額（千円未満切り捨て）
工事費が100万円以上	一律20万円

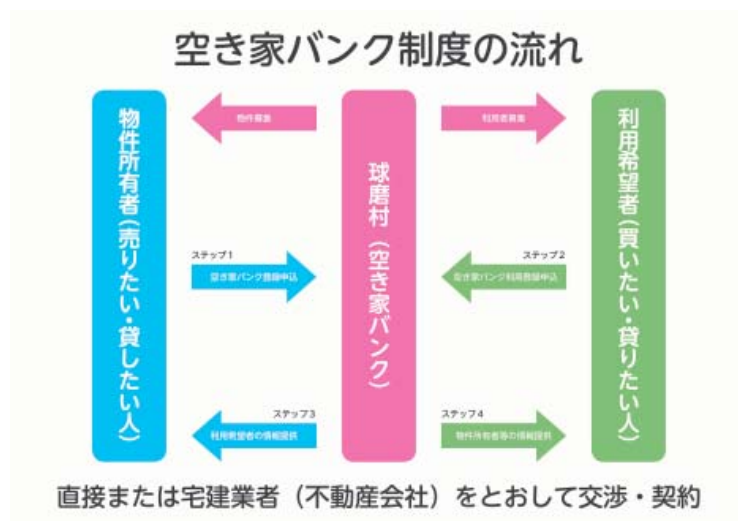
球磨村空き家バンク制度

☎ 企画振興課 ☎ 32-1114

空き家バンク制度は、空き家の売却や賃貸を希望する所有者が村に情報提供し、空き家バンクに登録した物件を、利用希望者に紹介する制度です。

■ 制度の流れ

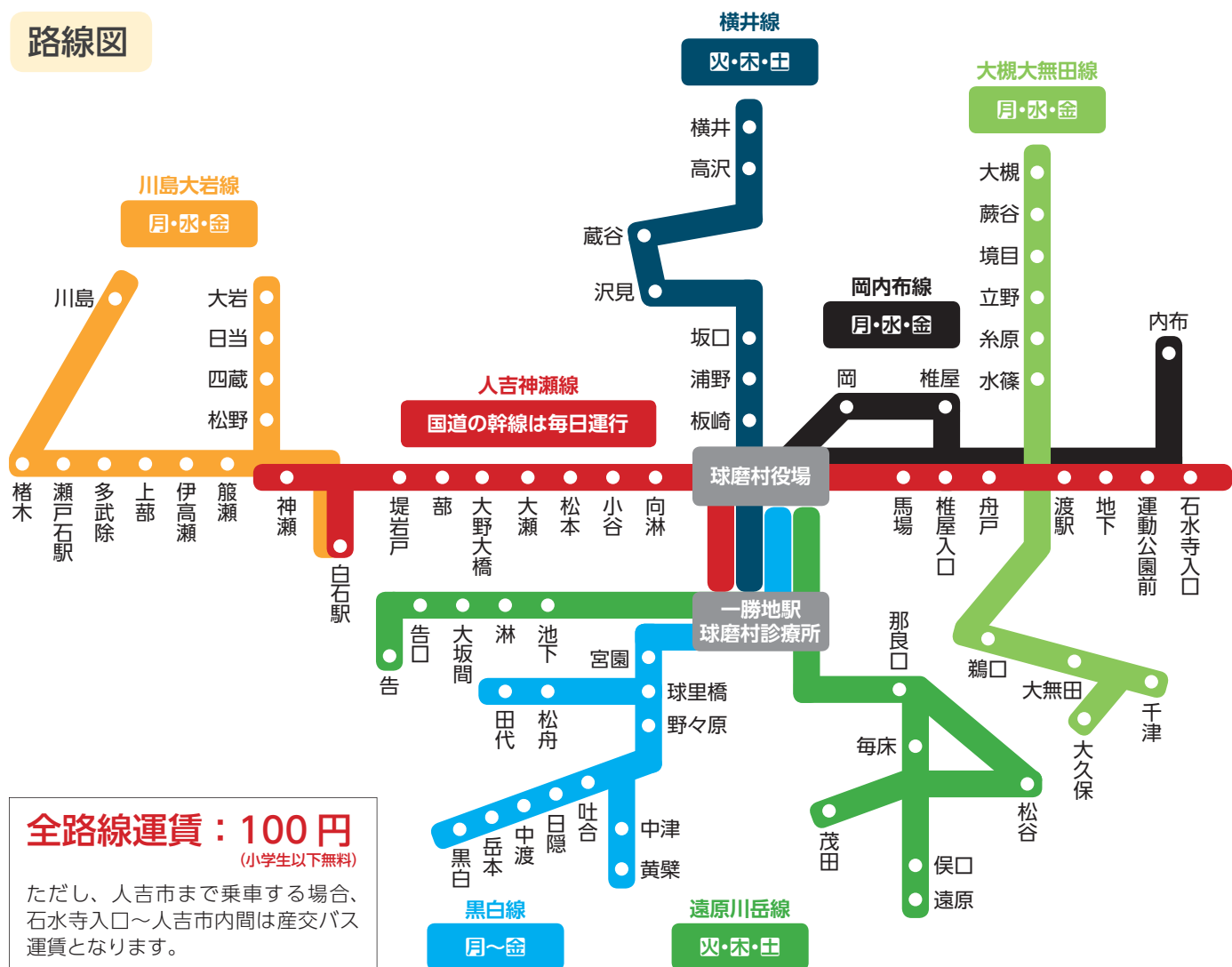
- ステップ1：空き家物件の所有者が、賃貸・売却したい物件情報を空き家バンクに登録します。
- ステップ2：空き家物件情報を確認した利用希望者が、空き家バンクの利用登録を行います。
- ステップ3：物件登録者（所有者）に、利用希望者情報を提供します。
- ステップ4：利用希望者に物件登録者（所有者）情報を提供します。



村内での利用運賃は1路線1乗車100円となっており、村内外問わずどなたでもご利用可能です。

なお、国道219号を通る「人吉神瀬線」については、村内での利用は100円ですが、人吉市内まで乗車の場合は、人吉市と球磨村の境界にある「石水寺入口バス停」から人吉市内までの運賃が通常の産交バス運賃となりますのでご注意ください。

路線図



■ 運行状況などの問い合わせ

人吉神瀬線は産交バス(株)人吉営業所まで (☎ 22-5205)、人吉神瀬線以外の路線は球磨村役場総務課 (☎ 32-1111) までお問い合わせください。

施設利用

村内各施設利用料金

☎ 総務課 ☎ 32-1111

施設名		利用時間	利用料金
ふるさと振興センター	工芸室・会議室	4時間以内	210円
	あずま屋・文化交流館		210円
	冷房		1,030円
	暖房		310円
	特産加工室	一工程	520円
	陶芸窯		10,000円
	炭焼窯		5,000円
球磨村コミュニティセンター清流館	大会議室	2時間以内	310円
	小会議室		100円
	大会議室 エアコン 暖房	1時間	210円
	大会議室 エアコン 冷房		260円
	小会議室 エアコン 暖房		70円
	小会議室 エアコン 冷房		100円
	湯沸かし室		100円
渡多目的集会施設 神瀬多目的集会施設	大会議室	2時間以内	310円
	小会議室		100円
	和室		260円
	調理室		260円
	大会議室 エアコン 暖房	1時間（1台）	210円
	大会議室 エアコン 冷房		260円
	和室 エアコン 暖房	1時間	160円
	和室 エアコン 冷房		210円
	調理室 エアコン 暖房		160円
	調理室 エアコン 冷房		210円
	ガス器具	1台につき	100円

田舎の体験交流館さんがうら施設利用料金

☎ 田舎の体験交流館さんがうら ☎ 32-0443

施設名		利用時間	利用料金
田舎の体験交流館さんがうら	ふれあい交流室（兼図書館）	1時間	500円
	文化交流室（兼音楽室）		500円
	調理実習室		500円
	談話室（和室）		500円
	相談室		500円
	研修・会議室（大）		500円
	屋内運動場		210円
	夜間照明施設		735円
	施設管理料	1回につき	100円

※宿泊料などについては、直接電話でお問い合わせください。

施設名		ナイター照明	利用料金 (円/時間)
グラウンド	A コート (南側)	無	210 円
		有	1,150 円
	B コート (北側)	無	210 円
		有	1,470 円
	野球 (B コート)	無	210 円
		有	2,620 円
	全面	無	420 円
		有	3,250 円
多目的広場	全面	—	210 円
さくらドーム	1 面	無	210 円
		有	420 円
	全面	無	530 円
		有	740 円
芝生広場・子ども広場	—	—	無料

学校施設利用料金

☎ 教育委員会 ☎ 32-1117

学校名	施設名	使用料金 (円/時間)
球磨中学校	運動場照明施設	840 円
	テニスコート照明施設	630 円
	屋内運動場 (体育館)	210 円
	卓球場・武道場	105 円
渡小学校	運動場照明施設	840 円
	屋内運動場 (体育館)	210 円
一勝地小学校	屋内運動場 (体育館)	210 円

球磨村公民館図書室

☎ 教育委員会 ☎ 32-1117

球磨村公民館の図書室では、施設内での読書はもちろん、図書の貸し出しも行っています。新刊も随時そろえていますので、お気軽にご利用ください。

場所

球磨村コミュニティセンター清流館内 (役場隣)

時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時まで

※土曜、日曜、祝日と 12 月 29 日～1 月 3 日までは休館となります。

貸出期間

2 週間

貸出冊数

1 回につき 2 冊まで

手続き方法

教育委員会までお尋ねください。

※初回のみ利用者登録が必要となります。



保護者が仕事や、病気、介護の状態などで家庭で保育をすることができない児童に対して保育を行います。
入所申込は、住民福祉課までお問い合わせください。

■ 村内保育園施設一覧

保育所名	住所	電話番号
渡保育園	球磨村大字渡乙 763 番地	33-0125
こがね保育園	球磨村大字一勝地丙 90 番地 1	32-0421
神瀬保育園	球磨村大字神瀬甲 1138 番地 1	34-0633

■ 保育認定を受けた（2号認定）3歳以上の利用者負担額

階層区分	定義		村の利用者負担額（月額）		国の利用者負担額（月額）	
			保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
第 2 階層		市町村民税非課税世帯	3,000 円	3,000 円	6,000 円	6,000 円
第 3 階層	（2号認定） 第 1 階層を除き、 当該年度の 4 月分 から 8 月分までの 利用者負担額の算定 にあつては前年度分 の、当該年度の 9 月 分から 3 月分までの 利用者負担額の算定 にあつては当該年度 分の市町村民税の額 の区分が右欄の区分 に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	9,000 円	8,800 円	16,500 円	16,300 円
第 4 階層		市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	13,000 円	12,800 円	27,000 円	26,600 円
第 5 階層		市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	16,000 円	15,700 円	41,500 円	40,900 円
第 6 階層		市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	19,000 円	18,700 円	58,000 円	57,100 円
第 7 階層		市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	21,000 円	20,600 円	77,000 円	75,800 円
第 8 階層		市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	27,500 円	27,000 円	101,000 円	99,400 円

※国の利用者負担額との差額は、村が負担しています。
※第 2 子、第 3 子以降についても軽減措置などがありますので、詳しくは住民福祉課までお問い合わせください。

■ 保育認定を受けた（3号認定）3歳未満の利用者負担額

階層区分	定義		村の利用者負担額（月額）		国の利用者負担額（月額）	
			保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	0円	0円
第2階層	（3号認定） 第1階層を除き、 当該年度の4月分 から8月分までの 利用者負担額の算定に あつては前年度分の、 当該年度の9月分 から3月分までの 利用者負担額の算定に あつては当該年度分の 市町村民税の額の区分が 右欄の区分に該当する 世帯	市町村民税非課税世帯	5,000円	5,000円	9,000円	9,000円
第3階層		市町村民税所得割課税額 48,600円未満	11,000円	10,800円	19,500円	19,300円
第4階層		市町村民税所得割課税額 97,000円未満	15,000円	14,800円	30,000円	29,600円
第5階層		市町村民税所得割課税額 169,000円未満	18,000円	17,700円	44,500円	43,900円
第6階層		市町村民税所得割課税額 301,000円未満	21,000円	20,600円	61,000円	60,100円
第7階層		市町村民税所得割課税額 397,000円未満	23,000円	22,600円	80,000円	78,800円
第8階層		市町村民税所得割課税額 397,000円以上	29,900円	29,400円	104,000円	102,400円

※国の利用者負担額との差額は、村が負担しています。

※第2子、第3子以降についても軽減措置などがありますので、詳しくは住民福祉課までお問い合わせください。

児童手当

📞 住民福祉課 ☎ 32-1112

児童手当は、中学卒業まで（15歳の誕生日後最初の3月31日まで）の児童を養育している人に支給します。

支給区分	支給額	支給月
3歳未満	一律 15,000円	毎年6月、10月、2月
3歳以上小学校終了前	10,000円（第3子以降 15,000円）	
中学生	一律 10,000円	

出生児祝金

問 住民福祉課 ☎ 32-1112

支給対象者

本村に居住する人が出産し、生後引き続き3年以上本村に居住することが見込まれる人

支給額

支給対象児1人につき10万円

チャイルドシート購入補助金

問 総務課 ☎ 32-1111

村内に住所がある満6歳未満の子どもがいる世帯を対象に、チャイルドシート購入費を補助しています。
(幼児1人につき、育児の発達に応じ2回まで)

補助額

購入経費の2分の1以内(1件当たり2万円を上限)

学校給食費助成金

問 教育委員会 ☎ 32-1117

村内小中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、学校給食費を助成します。

助成額割合

学校給食費の2分の1以内

球磨村地域子育てセンター“陽だまり”

問 渡保育園 ☎ 33-0125

球磨村地域子育てセンター“陽だまり”では、球磨村で子育て中の親子やマタニティーの皆さんで、育児講座やフリースペースなどを行っていますので、お気軽にご参加ください。(初めて参加する人は電話でご連絡ください)

乳幼児の健康

問 健康衛生課 ☎ 32-1139

母子健康手帳の交付

保健師が妊婦さんに手帳を交付し、妊娠・出産育児に関する相談に応じます。無料妊婦健診票(約10万円分)をお渡ししますので、病院で発行される妊娠届出書をご持参ください。

妊産婦・乳幼児訪問

生まれた赤ちゃんすべてに保健師・保育士が家庭訪問し、赤ちゃんとも母親の健康についての相談をお受けします。

乳幼児健診

小児科医師・歯科医師の診察・子育て栄養相談を行います。(3カ月、6カ月、1歳6カ月、3歳児健診、歯科教室(フッ素塗布)など)

子どもの発達に関する相談

運動発達・精神発達相談などをお受けします。

予防接種

病気を防いで元気に発育するために予防接種の相談をお受けします。定期予防接種の無料予診票(約30万円分)は赤ちゃん訪問時にお渡しします。

未熟児医療

未熟な状況で生まれたお子さんに医療費の補助します。詳細はお問い合わせください。



フッ化物洗口・フッ化物塗布

問 健康衛生課 ☎ 32-1139

虫歯予防の一つとして、フッ化物を利用した洗口・塗布を保育園、小中学校と協力して行います。

■ 子ども医療費

出生から高校3年生までのお子さんが、入院（食事代も対象）・通院・歯科・調剤・装具等で診療を受けた場合、医療費（保険診療分）を助成する制度です。

■ 対象者

- ・球磨村に住所があり、健康保険に加入している0歳から高校3年生までの子ども（出生から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）

※申請書（役場備え付け）を提出いただくと『子ども医療費受給者証』をお渡しします。

■ 支払方法

人吉市・球磨郡内の医療機関を受診する場合（外来診療のみ）

受診の際に、子ども医療費受給者証を提示していただくと、病院の窓口で医療費を支払う必要はありません。

※一部医療機関では支払いが必要な場合もあります。

人吉市・球磨郡外の医療機関を受診する場合

医療機関で支払った後、次のとおり役場に申請していただくと、後日、申請者口座に振り込みます。

- ①申請書に医療機関で支払った金額の領収書を添えて提出
- ②医療機関の証明を受けた申請書を提出（領収書不要）

入院の場合

医療機関での支払い後、役場へ申請（申請は上記①、②のとおり）していただくと、後日申請者の口座に振込みます。高額療養費の支給対象となった場合などは、自己負担額から支給を受けた額を差引いた金額を子ども医療費として支給します。

児童生徒の通学

遠距離通学の児童生徒は、スクールバスを利用しますので、村内全域から通学が可能です。乗車場所や時間などの詳細については、教育委員会学校教育係までお尋ねください。

放課後子ども教室（アフタースクール）

子どもの安全確保を目的に、部活動を行わない小学1～3年生やスクールバス利用者などについては、「放課後子ども教室（アフタースクール）」を実施しています。

学校の余裕教室を利用して放課後の活動拠点（居場所）を設け、地域の人たちと協力して読書・スポーツ・補充学習のほか、ボランティアによる体験活動を行っています。

申し込みなどについては、各小学校にお尋ねください。

困ったときの相談

民生委員・児童委員

☎ 住民福祉課 ☎ 32-1112

■ 民生委員・児童委員の活動

- ・担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。
- ・地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち相談に乗ります。
- ・社会福祉の制度やサービスについて、内容や情報を住民に的確に提供します。
- ・住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設・団体などに連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を務めます。
- ・住民の福祉需要に対応し適切なサービスの提供が図られるように支援します。
- ・住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。
- ・活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会をとおして関係機関などに意見を提起します。

※民生委員・児童委員は、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ります。お気軽にご相談ください。

※民生委員は、それぞれに担当地区があります。氏名・担当地区についてはお問い合わせください。

人権擁護委員

☎ 住民福祉課 ☎ 32-1112

■ 人権擁護委員の活動

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された人で、次のような活動を行っています。

- ・自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝をします。
- ・民間における人権擁護運動の助長に努めます。
- ・人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告など適切な処置を講じます。
- ・貧困者に対し訴訟援助その他人権擁護のため適切な救済措置を講じます。
- ・その他人権擁護に努めます。

※人権擁護委員は、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ります。お気軽にご相談ください。

行政相談委員

☎ 総務課 ☎ 32-1111

行政相談委員は、行政に関する苦情の解決のため、相談に応じ、必要な助言を行い、関係する行政機関などにその内容を通知します。苦情などの内容に関しては、秘密を漏らすことはありません。お気軽にご相談ください。

こころの悩み相談

☎ 住民福祉課 ☎ 32-1112

保健師が皆さんの相談に応じます。

期日

毎月第3木曜

時間

午後1時30分～午後4時30分

場所

役場または自宅など、希望に応じます。

相談内容

出産の不安・子どもの発達への心配、子育ての悩み・子どもの不登校・介護疲れ・借金問題・家庭（家族）の心配ごと・ギャンブルやアルコール、買い物にのめりこんでやめられない・職場・学校の対人関係の悩み・憂鬱な気分が続く・眠れない・家庭内暴力（妻、夫、恋人、子ども）など

会計課関係

☎ 会計課 ☎ 32-1120

■ 窓口受付時間

会計課窓口では、公金の収入と支払いを行っています。

支払区分	支払い可能日	時間
納付書による税金・保険料・使用料などの払い込み	毎週月曜～金曜 (祝日・年末年始を除く)	午前8時30分～午後5時15分
窓口支払い	第1火曜を除く毎週火曜 (当日が祝日のときは翌日)	午前8時30分～午後3時

■ 金融機関による窓口納付

球磨地域農業協同組合、肥後銀行、九州管内の郵便局、熊本銀行（村県民税特別徴収の納付書）で受け付けています。

■ 口座振替

球磨地域農業協同組合人吉支店、肥後銀行人吉支店、ゆうちょ銀行で受け付けています。

※収納科目によっては口座振替の手続きができないものがありますので、会計課までお尋ねください。

広報くまむら

☎ 企画振興課 ☎ 32-1114

毎月25日（土日祝日の場合は次の翌日）に発行し、区長さんを通じて全世帯に配布されます。

各種行事の取材依頼や、広報紙に掲載されている写真（データ）がほしいなど、ご意見要望がありましたら、お気軽にご連絡ください。

結婚活動支援

☎ 企画振興課 ☎ 32-1114

少子高齢化対策及び定住促進施策として、結婚活動（婚活）を行う人たちへの支援事業を実施しています。

結婚活動会員に登録いただくと、村のイベントや町村間の合同イベントなどの開催情報のお知らせや、イベント参加費の一部を助成します。会員登録は無料ですとお気軽に申し込みください。

文化活動

☎ 教育委員会 ☎ 32-1117

教育委員会が主催する「生涯学習講座」と会員が自主的に活動・運営を行っている「文化協会」があります。文化協会はいつでも加入が可能です。生涯学習は年度ごとに講座内容を決めて、受講生の募集を行います。

■ 文化協会サークル

押し花・竹細工・陶芸・絵画・写真・パッチワーク・絵手紙・カラオケ・詩吟・大正琴・山野草・華道・庭木づくり・コーラス・英会話・フラダンス（平成28年3月現在）

くまむらスマイルスポーツクラブ

☎ 教育委員会 ☎ 32-1117

くまむらスマイルスポーツクラブは、幅広い世代の人たちが、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供することを目的に活動しています。誰でも気軽に好きな種目へ参加できます。

■ 種目

バドミントン・卓球・バスケットボール・ビーチボールバレー・ソフトミニバレー・剣道・フットサル・ソフトテニス・ランニング・グラウンドゴルフ

五十音索引

あ

田舎の体験交流館さんがうら施設利用料金	24
犬や猫を飼うときのマナー	20

か

会計課関係	31
介護者手当	14
介護保険制度	9
介護予防教室「ふれあいサロン」	13
学校給食費助成金	28
学校施設利用料金	25
共助のむらづくり支援事業補助金	18
行政区一覧	4
行政区担当職員	18
行政相談員	30
球磨村空き家バンク制度	22
球磨村公民館図書室	25
球磨村子育て支援センター“陽だまり”	28
球磨村情報通信施設（光ファイバー網）	21
くまむらスマイルスポーツクラブ	31
球磨村総合運動公園利用料金	25
軽自動車税	15
敬老年金	14
結婚活動支援	31
健康づくり出前講座	13
後期高齢者医療制度	11
広報くまむら	31
高齢者福祉	12
国民健康保険制度	10
国民年金	9
こころの悩み相談	30
子ども医療費助成制度	29
ごみ出しのルール	19
コミュニティバス	23

さ

作業道生コンクリート補助	16
産業振興対策事業	16
児童生徒の通学	29
児童手当	27
社会保険に変更した人の国民健康保険税	15
住宅リフォーム事業補助金	22
就農支援制度	17

住民税と固定資産税の前納報奨金	15
住民票・戸籍関係照明手数料	7
住民票・戸籍に関する届出	6
出生児祝金	28
狩猟免許取得時の初任者講習会受講料補助	16
障害者福祉	12
障害者福祉年金	14
浄化槽設置補助金制度	21
小規模自然災害復旧等補助金	17
人権擁護委員	30
成人の健康	14
税務課関係諸証明・閲覧手数料	7
村内各施設利用料金	24

た

地域づくり、人づくり基金	18
地域包括支援センター	13
チャイルドシート購入補助金	28

な

乳幼児の健康	28
農地の売買、賃借など	17
農道等の整備に伴う生コンクリートの支給	16

は

伐採届	16
はり・きゅう券	14
避難時の心得	5
避難所一覧	5
フッ化物洗口・フッ化物塗布	28
文化活動	31
保育園	26
放課後子ども教室（アフタースクール）	29
防犯灯設置補助金	18

ま

マイナンバー制度	8
民生委員・児童委員	30

ら

旅券（パスポート）の申請と交付	7
連絡先一覧	3

各課事業別索引

総務課

行政区一覧	4
避難所一覧	5
避難時の心得	5
行政区担当職員	17
防犯灯設置補助金	18
球磨村情報通信施設（光ファイバー網）	21
コミュニティバス	23
村内各施設利用料金	24
チャイルドシート購入補助金	28
行政相談員	30

企画振興課

共助のむらづくり支援事業補助金	18
地域づくり、人づくり基金	18
住宅リフォーム事業補助金	22
球磨村空き家バンク制度	22
田舎の体験交流館さんがうら施設利用料金	24
広報くまむら	31
結婚活動支援	31

税務課

税務課関係諸照明・閲覧手数料	7
軽自動車税	15
住民税と固定資産税の前納報奨金	15
社会保険に変更した人の国民健康保険税	15

住民福祉課

住民票・戸籍に関する届出	6
住民票・戸籍関係照明手数料	7
旅券（パスポート）の申請と交付	7
マイナンバー制度	8
国民年金	9
介護保険制度	9
高齢者福祉	12
障害者福祉	12
地域包括支援センター	13
介護予防教室「ふれあいサロン」	13
健康づくり出前講座	13
介護者手当	14
敬老年金	14
障害者福祉年金	14
はり・きゅう券	14

保育園	26
児童手当	27
出生児祝金	28
球磨村子育て支援センター“陽だまり”	28
民生委員・児童委員	30
人権擁護委員	30

健康衛生課

国民健康保険制度	10
後期高齢者医療制度	11
成人の健康	14
ごみ出しのルール	19
犬や猫を飼うときのマナー	20
浄化槽設置補助金制度	21
乳幼児の健康	28
フッ化物洗口・フッ化物塗布	28
子ども医療費助成制度	29

産業振興課

産業振興対策事業	16
作業道生コンクリート補助	16
伐採届	16
狩猟免許取得時の初任者講習会受講料補助	16
農地の売買、賃借など	17
就農支援制度	17

建設課

農道等の整備に伴う生コンクリートの支給	16
小規模自然災害復旧等補助金	17

会計課

会計課関係	31
-------	----

教育委員会

球磨村総合運動公園利用料金	25
学校施設利用料金	25
球磨村公民館図書室	25
学校給食費助成金	28
児童生徒の通学	29
放課後子ども教室（アフタースクール）	29
文化活動	31
くまむらスマイルスポーツクラブ	31



球磨村マスコットキャラクター
くまんたろう
球磨太郎